

令和元年 5 月 16 日
中部管区行政評価局

都市公園における遊具の安全確保 等に関する行政評価・監視の結果

中部管区行政評価局（局長：佐々木 祐二）では、都市公園に設置された遊具による事故を防止し、遊具利用者の安全を確保する観点から、公園管理者における安全管理の実施状況等を調査し、その結果を報告書にとりまとめました。

この報告書では、遊具等の安全点検や遊具事故対策などについて、調査対象とした公園管理者の取組例などを記載しています。

都市公園の遊具を利用する子供たちの安全確保に向けて、関係機関の参考としていただきたく公表します。

〈本件照会先〉
総務省中部管区行政評価局
評価監視部 第1評価監視官（山田）
電話 052-972-7425

本報道資料は、中部管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.html>

都市公園における遊具の安全確保等に関する行政評価・監視 結果報告書

- 中部管区行政評価局では、遊具利用者の安全を確保する観点から、公園管理者の参考に資するため、遊具の安全確保対策の実施状況を調査
- 各公園管理者における遊具の安全確保等に関する主な取組状況は以下のとおり(一部抜粋)
 - 1 日常点検等において、i)曜日ごとに異なる重点点検遊具を設定し、異常の見落としを防いでいる、ii)月1回の集重点検において、他の公園の管理事務所職員と合同で、多角的な視点による点検を実施している、iii)日常点検等を行うための公園巡視員(再雇用嘱託員)を配置している公園管理者あり
 - 2 標準使用期間内の遊具は年1回、同期間を超えた遊具は年2回、専門業者に委託して定期点検を実施している公園管理者や、遊具の種類や標準使用期間を超えているかどうかにより、自ら定期点検を実施するか、専門業者へ委託するかを区別している公園管理者あり
 - 3 遊具の安全な利用方法等について、公園内に掲示し注意喚起、ホームページに掲載、遊具の遊び方教室を開催している公園管理者あり
 - 4 事故の再発防止策として、遊具の使用禁止措置の徹底をマニュアル化、事故のあった遊具と同型の遊具を緊急点検するとともに事故原因となった部材を一定期間経過で交換、事故を契機に見逃されがちな6項目を重点とする緊急点検などを実施している公園管理者あり
 - 5 猫等の糞便対策として、700か所以上の砂場(市内全砂場の56.9%)にネットを設置、抗菌剤の散布、専門業者による計画的な清掃を実施している公園管理者あり
- 当局では、専門業者に委託して公園遊具の安全点検を実施
点検を実施した173基の遊具のうち、危険度が最も高い「ハザード3」が54基(31.2%)あり。ただし、ハザード3と判定された54基のうち51基(94.4%)は、安全規準が策定された平成14年度以前に設置された既存遊具(残る3基は平成15年度設置が2基(3.7%)、平成23年度設置が1基(1.9%))

調査の概要

【背景事情】

- 都市公園は地域住民等に身近な施設であり、特に公園内にある遊具は、子供の健全育成に重要な存在
- 国土交通省が実施した「都市公園における遊具等の安全管理に関する調査」では、平成28年度末時点において、全国の都市公園等の遊具の47.8%が設置後20年以上経過しており、遊具の安全確保が課題
 - ※ 設置後20年以上経過した遊具の割合は、愛知県51.1%、岐阜県57.6%、三重県50.6%
- 国土交通省は、平成14年3月、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を作成し、都市公園における遊具について、公園管理者（国、都道府県、市町村）が安全確保に関して配慮すべき事項を明示

【主な調査事項】

- 1 遊具等の安全点検の実施状況等
 - (1) 日常点検の実施状況
 - (2) 定期点検の実施状況
 - (3) 教育・研修の実施状況
- 2 遊具事故対策の実施状況
 - (1) 事故対策の実施状況（安全点検以外）
 - (2) 事故発生後の再発防止対策の実施状況
- 3 その他
 - (1) 砂場の衛生対策の実施状況
 - (2) 遊具の安全管理に関する市町村等への支援
 - (3) 当局が実施した遊具の安全点検結果

【調査対象機関等】

- 調査実施時期
平成30年8月～令和元年5月
- 調査対象機関
中部地方整備局
- 関連調査等対象機関
愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、岐阜市、大垣市、多治見市、津市、松阪市、桑名市

（注）調査対象市町村は、3県からそれぞれ公園数が多い市及び地域区分を考慮して3市を抽出



1位 踏み板式ブランコ



2位 すべり台



3位 砂場

設置数の多い遊具(平成28年度「都市公園における遊具等の安全管理に関する調査」(国土交通省)による。)

1 遊具等の安全点検の実施状況等

(1) 日常点検の実施状況

制度の概要

□ 日常点検は、主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるため、日常業務の中で行う点検

(「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改定第2版)平成26年6月」国土交通省。以下「遊具指針」という。)

取組ポイント

- ① 公園面積が広く、公園内に管理事務所を設置している国営公園、県営公園では、公園の管理を委託等された団体や指定管理者が公園内の施設や遊具について日常点検を毎日実施(中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県)
また、9市が管理する都市公園では、月2回実施している公園管理者や、公園が所在する自治会等と除草などの公園清掃及び管理業務の委託契約を結んで、遊具に異常があった場合、随時報告を求めている公園管理者あり
- ② 過去に見落とした異常(木製複合遊具のボルトの突起)が原因で発生した事故を契機として、曜日ごとに異なる重点点検遊具を設定し、異常の見落としを防止(愛知県)
(例 月・木:ユニオンランド(複合遊具)、火・金:スプリング遊具、水・土:砂場、日:四連ブランコ)
- ③ 月1回実施している集中点検において、点検結果に個人差が出ないように、同じ指定管理者が管理している他の県営公園の管理事務所職員も参加して合同で点検を実施(愛知県)
- ④ 市内の16土木事務所等に公園巡視員(再雇用嘱託員)37人を配置し、公園1か所当たり月2回を標準とし、最低でも月1回は遊具等の日常点検を実施(名古屋市)
- ⑤ 日常点検等の際、目視、触診、聴診のほか、ハンマー等による打診確認等も実施(愛知県、名古屋市、桑名市)

ユニオンランド(複合遊具)



スプリング遊具



四連ブランコ



1 遊具等の安全点検の実施状況等

(2) 定期点検の実施状況 ① 定期点検の実施方法

制度の概要

- 都市公園法施行規則第3条の2の規定において、遊戯施設等について、年に1回の頻度を基本として点検を行うこととしている。(中略) 当該点検は、公園管理者が必要に応じて専門技術者と協力して行う定期点検であり、公園管理者は、公園の利用状況や施設の設置状況を踏まえ、年に複数回実施することを含め、点検の頻度を適正に決定する必要がある。(「都市公園法運用指針(第4版)」平成30年3月国土交通省都市局)
- 定期点検は、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検 (遊具指針)

取組ポイント

調査した13公園管理者ともに、年1回以上、定期点検を実施しているほか、以下の取組を実施している公園管理者あり

- ① 遊具の標準使用期間(※参照)内の遊具については年1回、同期間を超えた遊具については年2回、専門業者に委託して実施(愛知県)
※ 遊具の標準使用期間は、「遊具の安全に関する規準」(一般社団法人日本公園施設業協会。以下「安全規準」という。)において、構造部材が鉄製の場合は15年、木製の場合は10年が目安とされている。
- ② 土木事務所職員又は専門業者が実施した1回目の定期点検において、全体的に劣化が進行していると判定された遊具については、土木事務所職員が年度内に2回目の定期点検を実施(名古屋市)
- ③ 専門業者に委託して実施する定期点検において、修繕が必要な箇所等について認識の共有、指定管理者が実施している日常点検の参考とするため、公園を管理している指定管理者の職員が同行(岐阜県、三重県)

複合遊具



複合遊具
(大型)



グローブジャンゲル



1 遊具等の安全点検の実施状況等

(2) 定期点検の実施状況 ② 定期点検結果の活用状況

取組ポイント

- ① 市職員が行う定期点検において、点検時に使用する点検表に、前回点検時の異常内容を記載し、前回の点検結果を踏まえた点検を実施(名古屋市、大垣市)
- ② 専門業者に委託する定期点検の結果報告において、修繕が必要な遊具、補修が必要となった原因、補修の際に留意すべき事項を記載した修繕計画提案書等の提出を求め、修繕の優先順位等の検討や進捗状況の管理に活用(豊橋市、岐阜市、多治見市)

専門業者による遊具の定期点検風景



1 遊具等の安全点検の実施状況等

(3) 教育・研修の実施状況

取組ポイント

- ① 調査対象としたすべての公園管理者(13)の担当職員は、スキルアップを図るため、一般社団法人日本公園施設業協会が開催する日常点検講習に参加
- ② 国営木曾三川公園の管理を受託している一般財団法人公園財団の担当者並びに愛知県、岐阜県及び三重県が設置する公園の指定管理者の担当者においても、上記協会が開催する日常点検講習を受講(中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県)
- ③ 市本庁の担当者に対しては一般社団法人日本公園施設業協会が開催する日常点検講習を受講させている(平成30年度は10月に受講)ほか、実際に日常点検を担当する公園巡視員(再雇用嘱託員)に対しては採用直後の4月、定期点検を担当する土木事務所職員に対しては、5月中旬頃に研修を実施(名古屋市)



2 遊具事故対策の実施状況

(1) 事故対策の実施状況 (安全点検以外) ① 利用者等への啓発等

制度の概要

- 遊具の安全管理には子供や保護者の協力が不可欠であるため、公園管理者は、都市公園での安全で正しい遊び方についての普及啓発に配慮することが求められている。(遊具指針)

取組ポイント

- ① 遊具の安全月間等を設定し、遊具の遊び方教室を開催(愛知県)
- ② 遊具の利用方法を公園内に掲示して注意喚起(中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、豊橋市、大垣市、多治見市)
- ③ 遊具の安全利用についてホームページに掲載(名古屋市、岡崎市、岐阜市、大垣市)



(1) 事故対策の実施状況 (安全点検以外) ② 遊具事故発生への備え

取組ポイント

- 事故対応マニュアルの作成
 - ・ 公園管理者が各公園共通のマニュアルを作成(岐阜県、桑名市)
 - ・ 指定管理者等が公園ごとのマニュアルを作成(中部地方整備局、愛知県、三重県、名古屋市※) ※指定管理者を導入している一部の公園のみ

2 遊具事故対策の実施状況

(2) 事故発生後の再発防止対策の実施状況

制度の概要

□ 事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努めることとされている。(遊具指針)

取組ポイント

- ① 事故や点検結果等に基づき使用禁止とした遊具で遊んで事故が発生・再発しないよう、使用禁止措置を「応急措置」、「本格措置」、「長期閉鎖措置」に分け、点検の手引で各措置の具体的な措置手順・内容を示し、公園遊具の使用禁止措置を徹底(名古屋市)
- ② 事故が発生した遊具と同型の遊具を緊急点検・修繕するとともに、事故の原因が部材の経年劣化であったことから、当該部材については、劣化の状態に関わらず一定サイクルでの交換を実施(名古屋市)
- ③ 事故原因が、点検時における突起物の見落としであったことから、点検時に見落とされがちと思われる遊具の形状に関する6項目【i) 頭部・胴体の挟み込み、ii) ボルト・ナット類の突起、iii) 指、足の挟み込み、iv) 絡まり・引っ掛かり、v) 基礎の露出、vi) 鋭利な尖端、角、縁】を重点事項とする緊急点検を実施(愛知県)

使用禁止措置(名古屋市の点検の手引より)

(応急措置)



(本格措置)



(長期閉鎖措置)



(1) 砂場の衛生対策の実施状況

取組ポイント

- ① 猫等の糞便対策として、地元で管理することを条件に、砂場にネット(メッシュシート)を設置しており、平成29年度末では703か所が設置済みで前年度末から18か所増加、市内全体の砂場1,236か所の56.9%に設置(名古屋市)
- ② 従来は大腸菌調査に基づく対策を実施していたが、予算の制約もあり、平成28年度から抗菌剤散布による対策に変更(28年度5か所、29年度10か所実施)し、28年度の5か所のうち3か所を29年度に調査したところ、大腸菌もほぼ検出されなくなるなど効果がみられたことから、今後地元の要望に応じ散布公園を拡大する方針(豊橋市)
- ③ 砂場のある全ての都市公園を対象に、平成38年度までの計画を立てて専門業者による清掃(掘り起こし、ごみの除去、消毒)を実施。利用者の多い公園は3年に1回程度、他の公園は計画期間内に1回程度実施予定(大垣市)

砂場のネット(メッシュシート)の設置(名古屋市)



専門業者による砂場清掃の様子

表面のごみ除去作業



清掃機による攪拌・ふるいわけ作業



(2) 遊具の安全管理に関する市町村等への支援

取組ポイント

○ 市町村職員等を対象として開催する「維持管理基礎講座」の1コマとして公園施設の維持管理についての講義を実施し、その中で県営公園で平成25年に発生した遊具事故の原因及び再発防止策を紹介(愛知県)

(再発防止策)

- ・ 毎年1公園において、公園管理事務所職員が遊具の安全点検を実演・解説し、県職員や他の公園管理事務所職員との質疑応答、意見交換等により多角的に点検を検証
- ・ 定期点検結果に基づく措置の履行状況を、県、公園管理事務所職員、点検業者が現地に集まり確認

5-⑧ 愛知県の取り組み～遊具事故を受けて～



状況

平成25年3月27日、午後4時30分頃、木曾川祖父江緑地(稲沢市)の木製複合遊具において、8歳男児が遊んでいたところ、丸太から足を踏み外して転倒し、丸太表面から最大で約15mm突起していたボルトに頭部を打ち、頭蓋骨を陥没骨折する怪我を負った。



原因

当該遊具は、昭和62年に設置されたもので、設置後25年も経過しており、老朽化による部材の欠損により、ボルトがむき出しの状態となっていたが、日常点検及び定期点検ではこの状態の危険性を認識できていなかった。

5-⑧ 愛知県の取り組み

工作物点検の多角的検証会

- 実施主体
公園緑地課、関係建設事務所、指定管理者の点検従事者
- 実施頻度
年1回
- 内容
・開催公園を管理する指定管理者が、月1回の集中点検を実演
・参加者は、良い点、改善すべき点、質問等を出し合う
・改善すべき点は、現地で事前と改善点を説明し、意見交換を行う
- 参考
・H27年度までは、遊具のみ実施
・指定管理者の技能や建設事務所の意識等向上が図れたとの判断
・H28年度からは工作物も含めた多角的検証会へ発展した

5-⑧ 愛知県の取り組み

定期点検の履行確認

- 実施主体
関係建設事務所、指定管理者
- 実施頻度
年1回(指定管理者からの定期点検の報告が出揃った後)
- 内容
ハザード2以上または劣化度C以上の遊具を確認

⑧ 愛知県の取り組み～遊具の更新事例～



講義資料(抜粋)

(3) 当局が実施した遊具の安全点検結果

点検内容・点検結果

- ① 今回、当局は、調査対象公園管理者における公園遊具の維持管理の現状を専門技術者の視点で確認するため、公園施設点検管理士等の国土交通省登録資格を有する遊具点検業者に依頼し、安全規準に基づく定期点検レベルの安全点検〔i)遊具の形状や安全領域などを確認する「規準診断」、ii)遊具の部材等の摩耗状況や変形、経年劣化などを確認する「劣化診断」〕を実施
- ② 点検の結果、173基の遊具のうち、i)規準診断(ハザード0~3)では、危険度が最も高い「ハザード3」が54基(全体の31.2%。うち51基は、安全規準が策定された平成14年度以前に設置された既存遊具で、残る3基は平成15年度設置が2基、平成23年度設置が1基、ii)劣化診断(判定a~d)では、最も劣化が進んだ「d」はなく、「c」が27基(同15.6%)

説明

13公園管理者が管理する31公園の遊具173基について、安全規準に基づく定期点検レベルの規準診断及び劣化診断を実施

- ① 規準診断では10公園管理者の遊具において、ハザード3と判定された遊具が54基みられた。8公園管理者では、当該遊具について修繕等の必要性について認識しており、公園施設長寿命化計画等に計上して、修繕・更新・撤去について具体的な予定年度を設定している。残りの2公園管理者も今回の当局の指摘を受けた遊具について修繕等を予定・検討している。

判定区分	基数(構成比)	
	全体	うち、H14年度以前
ハザード0(傷害をもたらす物的ハザードがない状態)	12基(6.9%)	1基(8.3%)
ハザード1(軽度の傷害をもたらすハザードがある状態)	33基(19.1%)	12基(36.4%)
ハザード2(重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態)	74基(42.8%)	57基(77.0%)
ハザード3(生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらすハザードがある状態)	54基(31.2%)	51基(94.4%)
合計	173基(100.0%)	121基(69.9%)



ハザード3: 落下の可能性のある基礎部分の露出

- ② 劣化診断では、11公園管理者の遊具において、劣化Cと判定されたものが27基みられた。これら27基については、すべての公園管理者とも、公園施設長寿命化計画等において修繕等を予定している。

判定区分	基数(構成比)
a(健全な状態)	3基(1.7%)
b(軽微な劣化がある状態)	143基(82.7%)
c(修繕の必要な劣化がある状態)	27基(15.6%)
d(緊急修繕が必要な劣化がある状態)	0基



劣化診断c判定: 砂場のコンクリート柱の破損

参考

- 都市公園について
都市公園は、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の規定に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園
- 都市公園の種類(都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)で規定する主な都市公園抜粋)

種類	種別	内容	
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

(注) 国土交通省ホームページから引用。

○ 調査対象機関(13公園管理者)、設置都市公園数等

調査対象 公園管理者	設置都市公園数	施設管理団体等
中部地方整備局	国営木曾三川公園として愛知県、岐阜県及び三重県に13か所設置 うち、遊具を設置しているのは138タワーパークなど7か所	一般財団法人 公園財団
愛知県	愛・地球博記念公園(長久手市)など11か所設置	指定管理者
岐阜県	花フェスタ記念公園(可児市)など7か所設置	指定管理者
三重県	亀山サンシャインパーク(亀山市)など7か所設置	指定管理者(一部県直轄)
名古屋市	1,460か所	公園管理者
豊橋市	397か所	同上
岡崎市	244か所	同上
岐阜市	384か所	同上
大垣市	170か所	同上
多治見市	129か所	同上
津市	490か所	同上
松阪市	397か所	同上
桑名市	191か所	同上

(注) 9市の設置都市公園数は、平成28年度の「都市公園における遊具等の安全管理に関する調査」(国土交通省)による。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改定第2版）」（平成26年6月 国土交通省）抜粋

■ 日常点検

- ・公園管理者が、主として目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を調べるために日常業務の中で行う点検のことである。
- ・日常点検においては、構造部材についてはぐらつきや、腐食・腐朽が進みやすい基礎部分の状態などに、また、消耗部材については、部材の脱落・消失、破損がないか、変形や磨耗の有無、度合いなどに、着眼して行う。
- ・変形及び異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずるとともに、必要に応じて遊具の構造や点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行う。

■ 参考（日常点検の着眼点の例）

- ・変形：ゆがみ、たわみ
- ・部分の異常：金具、締め具の変形やゆるみ、詰め物の脱落、上向きあるいは目の高さにある不適切な突起
- ・部材の異常：ひび、破損、さび、腐食・腐朽、経年による劣化、塗料の剥離
- ・遊具の異常：動かない、きしみ、揺れ、摩耗、傾き
- ・欠損、消失：手すり子や踏み板などの部材の欠損・消失、金具や締め具などの消失
- ・周囲の異常：地面の凹凸、危険物の散乱、砂場などの衛生状態、不適切な基礎部分の露出、有毒な害虫

■ 定期点検

- ・公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごとに行う日常点検より詳細な点検のことである。
- ・定期点検については、子どもが安全に利用できるかという視点を持って構造部材、消耗部材についてより詳細、入念な点検を行う。特に、構造部材がぐらついておらず安定した状態であるか、埋設した基礎部分、回転ジャングルジムの軸受け部分など、通常外観から確認できない重要な部材について、テストハンマーを用いた打診による異常の察知などにより、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかなどに着眼し、確認する必要がある。
- ・変形及び異常を発見した場合には、直ちに遊具の一部又は全体の使用中止の措置を講ずる。必要に応じて遊具の構造や詳細な点検に関する専門的な知見、技能を有する専門技術者による点検を行う。
- ・点検の頻度は年1回以上とする。

■ 参考（定期点検の着眼点の例）

- ・構造部材（標準使用期間を通して使用される部材）：腐食、腐朽
- ・消耗部材（交換を前提とした部材）：磨耗、経年による劣化
- ・通常外観から確認できない部位（埋設した基礎部分、回転ジャングルジムの軸受け部分、全方向ぶらんこの吊り金具など）：腐食、腐朽、摩耗、疲労